

公 示 日 : 2021 年 5 月 19 日

調達管理番号 : 21a00235

国 名 : チュニジア国

担 当 部 署 : 経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム

調 達 件 名 : チュニジア国クラスター開発を通じたチュニジアの産業振興
プロジェクト詳細計画策定調査(企業ニーズ調査(起業家支援))

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 企業ニーズ調査(起業家支援)
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年7月上旬から2021年9月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 1.03M/M、国内 0.8M/M、合計 1.83M/M
- (3) 業務日数 : ・第1次 国内準備 3日、現地業務 21日
・第2次 国内準備 5日、現地業務 10日、国内整理 8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月9日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年6月22日(火)までに個別通知
➤ 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	起業家支援を含む民間セクター開発に係る各種業務
対象国／類似地域	チュニジア国／全途上国
語学の種類	英語（仏語もできれば望ましい）*

* 英語・仏語の両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

チュニジア国では、沿岸部の都市を中心に、男女ともに高等教育が普及している一方で、産業構造が低賃金かつ低付加価値の産業に偏っているため、労働市場における雇用状況のミスマッチが恒常化しており、2019年の全体の失業率及び15-24歳の若年層失業率は各々15.1%、35.8%となっている¹。また COVID-19 によるパンデミックで2020年の全体の失業率は16.7%と更に悪化した。若年層の雇用状況に対する不満は2011年の革命の要因となっており、民主化後の社会の不安要素となっている。従って、雇用創出という観点からも多様なアクターとの連携を通じてのエコシステム（クラスター）の整備、成長産業の育成及び競争力強化は喫緊の課題である。これらの課題解決に向けて、チュニジア政府から技術協力プロジェクト「南部地域を対象とした産業クラスター機能強化プロジェ

¹ 若年層失業率：<https://data.worldbank.org/indicator/SL.UEM.1524.ZS?locations=TN>
全体失業率：<https://data.worldbank.org/indicator/SL.UEM.TOTL.ZS?locations=TN>

クト」に係る要請書が提出された。

チュニジア政府はクラスター開発支援策としては 2000 年代初頭からテクノパーク推進等を行ってきた。本案件では、産業省を主要な C/P として、産業・技術革新促進庁 (APII)、技術センターを関係機関とすることを想定している。産業省からは 1) 電機・機械 (自動車、航空機産業)、2) 化学・医薬品、3) 農産品加工、4) 繊維、5) 建設資材が重点産業として挙げられてきた。

なお、クラスター開発について、これまで他ドナーの協力は法的枠組み等制度・仕組みづくりに重点が置かれ、産業レベルでインパクトを出すところまで至らなかった。また、チュニジア政府は 2016 年 11 月末に国家 5 カ年計画の骨子 (2016-2020 年) を発表し、GDP 成長率 4% の達成及び 40 万人の雇用創出を目標と掲げてきたが、COVID-19 によるパンデミックによって 2020 年は -8.2% と独立以後最大の落ち込みとなった。そのため、2021 年以降の国家計画はまだ発表されていない。

本詳細計画策定調査は、チュニジア政府からの協力要請の背景・内容を確認し、相手国関係機関との協議を通じて、本事業の協力計画を策定するために必要な情報を収集し、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第 1 次国内準備期間 (2021 年 7 月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、チュニジア国側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ② 既存の他ドナー報告書、チュニジア政府作成の関連報告書等を参照し、チュニジア国のスタートアップ企業の業種・規模・投資動向や起業家支援の現状を把握し、企業から求められている支援を分析する。
- ③ JICA (経済開発部、チュニジア事務所等) 並びに他の調査団員等と調査計画につき協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地業務における業務内容を整理して調査方針 (案) 作成に協力する。
- ④ 団内打合せや対処方針会議等に参加し、出席後は他の調査団員と協力して議事内容をメモにまとめて提出する。

(2) 第1次現地業務期間(2021年7月下旬)

- ① JICA チュニジア事務所等との打合せに参加する。
- ② チュニジア国側関係機関や他ドナーとの協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

(ア) チュニジア国の公的機関による起業家支援にかかる情報を収集・整理・分析する。

- ・公的機関による起業家支援内容(予算規模、施策提供地域、利用方法、実績等)について情報収集する。
- ・公的なインキュベーター並びにアクセラレーター関連の政策、法令、制度、予算措置、運営主体の概要、利用者向けのサービス内容・料金体系、利用状況等について情報集し起業家エコシステムの役割を分析する。
- ・(1) ①に基づき事前に質問票を配布し、回収するとともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・起業家支援における関連組織の施策の有効性・妥当性・課題について文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。

(イ) 他ドナーと民間組織(企業、インキュベーター、アクセラレーター等)による起業家支援の現状を分析する。

- ・他ドナーや民間組織の起業家支援内容(予算規模、施策提供地域、利用方法、実績等)について情報収集する。
- ・他ドナーや民間組織の起業家支援における関連各組織の施策の有効性・妥当性・課題について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
- ・他ドナーや民間組織が実施中または実施予定であるプロジェクトとの連携可能性を情報収集・協議する。

- ④ JICA チュニジア事務所に現在の状況と課題、課題を解決するための分析結果をまとめた現地業務報告書(和文)を他の調査団員等と協力して提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打合せを行う。

(3) 第2次国内準備期間(2021年8月上旬~8月中旬)

第1次国内準備並びに第1次現地業務で得られた結果を基に、以下について整理・分析を行う。

- ・チュニジアにおける官・民の起業家支援体制を把握・整理・分析の上で、

今後取り組むべき課題を抽出し、取り組みの方向性を検討する。

- ・ JICA（経済開発部・チュニジア事務所等）に上記調査結果を報告し、必要に応じて加筆・修正を行う。
- ・ 上記を踏まえ、チュニジア側に提示する資料準備等次回派遣に必要な業務・準備を行う。
- ・ JICAが行う本格調査の R/D (Record of Discussion) 案及び M/M (Minutes of Meeting) 案の作成に協力する。

(4) 第2次現地業務期間（2021年8月下旬）

- ① JICA とともにチュニジア側に対して第1次現地業務の結果を共有するとともに、追加的に必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。
- ② JICA が行うチュニジア側関係機関等との R/D 案（英文）及び M/M 案（英文）等についての協議に際し、担当分野の観点から協力する。
- ③ (2) ④で提出した現地業務報告書（和文）を更新し、JICA チュニジア事務所等に提出した上で報告する。

(5) 帰国後整理期間（2021年8月上旬・9月上旬から下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 他調査団員と協力し、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- ③ R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

業務完了報告書

2021年9月30日までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒チュニス⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

- ・現地業務期間は2021年7月10日～7月30日及び2021年8月18日～8月27日を予定しています。
- ・JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。尚、コロナ感染状況の変化により、現地渡航が制限される場合には、発注者・受注者間の協議によって、現地業務をすべてもしくは部分的に国内業務へ切り替える代替となる可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力計画（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 企業支援体制（JICAが別途契約するコンサルタント）
- オ) 企業ニーズ調査（製造業 1）（JICAが別途契約するコンサルタント）
- カ) 企業ニーズ調査（製造業 2）（JICAが別途契約するコンサルタント）
- キ) 企業ニーズ調査（農産品・食品加工業）（JICAが別途契約するコンサルタント）
- ク) 企業ニーズ調査（起業家支援）（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA チュニジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：英語⇄フランス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAがアレンジしますが、現地派遣開始後の日程変更等についてご自身でアレンジして頂く可能性もあります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料の配布が経済開発部民間セクター開発グループ (edgps@jica.go.jp) にて配布が可能です。

- ・チュニジア国 クラスタ開発支援のための情報収集・確認調査（産業クラスタ分析）情報収集・確認調査報告書
- ・JICA Study For Cluster Activities of Potential Industry Final Report

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所及び在チュニジア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10

月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上